

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

関税定率法等の一部を改正する法律（平成24年法律第19号）のうち、開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該積荷に関する事項を税関に原則として電子的に報告しなければならないこととするに係る部分の施行期日を平成26年3月10日とする。